

## (2) 処分日数を軽減する場合

収納物撤去命令を発するまでの間に、具体的な営業の改善措置を自主的に行っているとき。

## (常習違反加算)

第10条 過去1年以内に図書等の自動販売機等の営業停止命令又は図書等の自動販売機撤去命令を受けたことがある販売業者が、処分理由に当たる行為をしたことにより自動販売機等の営業停止命令を行う場合は、その営業停止命令の期間を120日とする。

2 過去3年以内に2回以上、図書等の自動販売機等の営業停止命令又は図書等の自動販売機撤去命令を受けたことがある販売業者が、処分理由に当たる行為をしたことにより自動販売機等の営業停止命令を行う場合は、その営業停止命令の期間を180日とする。

## (営業停止命令の範囲)

第11条 営業停止命令の範囲は、原則として当該営業停止を受けた図書等の自動販売機の全部とする。ただし、図書等の自動販売機が、「二つ以上に分離した図書等の自動販売機であると見なされる」場合において、その一方の図書等の自動販売機にのみ処分理由が認められ、かつ図書等の自動販売機に陳列された標本などに卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真若しくは図画で熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和46年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)第4条に定めるものの掲載が認められないときは、図書等の自動販売機の一部についての営業停止命令を発することができる。

## (標章のはり付け)

第12条 規則第6条の2の規定による標章のはり付けは、条例第19条に規定する知事の指定する職員(以下「知事の指定する職員」という。)が行う。

2 前項の標章の大きさは、日本工業規格A列4とする。また標章の色彩は、斜めの帯及び枠は赤、営業停止の文字は青、その他の文字及び表は黒、地は白とする。

## (自動販売機収納違反の警告)

第13条 条例第12条の3第4項の規定による自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者に、その命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び処分理由が認められた場合は、知事は、当該販売業者に対して、自動販売機撤去命令に係る警告を発することができる。

2 前項の警告は、収納していることを確認した日からおおむね7日以内に、図書等の自動販売機収納違反警告書(別記第3号様式)を当該販売業者に送付して行うものとする。(更に反復して違反する行為をするおそれがあると認めるとき)

第14条 条例第12条の3第5項に規定する知事が更に反復して第1項又は第2項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときとは、第13条第2項の規定に基づく警告書の送付後、当該営業の停止を命ぜられた販売業者が、条例第12条の3第1項又は第2項の規定に違反したときとする。

## (図書等の自動販売機撤去命令)

第15条 第13条の警告を発して14日を経過した日から、営業停止命令の措置期限の翌日から起算して6月を経過した日までの間に、当該警告に係る図書等の自動販売機に処分理由が認められたときは、図書等の自動販売機撤去命令を発するものとする。

## (命令と処分理由との関係)

第16条 収納物撤去命令を発した後に、当該命令の処分理由に係る違反行為が継続している場合において、その継続している違反行為を処分の理由として新たな収納物撤去命令又は営業停止命令を発することはできない。

2 営業停止命令を発した後に、当該命令の処分理由にかかる違反行為が継続している場合において、継続している違反行為を理由として新たな命令を発することはできない。

3 命令の期限までに、当該命令の処分理由にかかる行為とは異なる処分理由を認めた場合において、この違反した行為を理由に新たな命令を発することはできない。

## (調査)

第17条 知事の指定する職員は、販売業者、その代理人、又は公務員等の第三者の立会いを求め、命令の履行状況を確認するための調査を行い、知事に報告しなければならない。

## (命令履行確認の通知)

第18条 知事は、命令が履行されたと認めるときは、命令の履行確認通知書(別記第4号様式)により当該命令を受けた販売業者に通知しなければならない。

## (処分簿冊の保管)

第19条 命令を発しようとするときは、措置命令執行簿(別記第5号様式)により販売業者に対する命令の経過を明確にしておかなければならない。

2 措置命令執行簿は、環境生活部交通安全・青少年課において保管する。

## 附 則

この要項は、平成15年7月1日から施行する。